|  |  |
| --- | --- |
| 事業者番号 |  |

様式１

届出する日を記載

国土交通省からの割り振られた「事業者番号（１２桁）」を記載

令和　３年　１月２９日

東北運輸局長　殿

住　　　所　宮城県仙台市若林区卸町5-8-3

氏名又は名称　宮城県トラック運送株式会社

代表者の氏名 代表取締役 宮城一郎

代表者印

電話番号　０２２－２３８－２７２１

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

　一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、貨物自動車運送事業報告規則第２条の２の規定に基づき届出いたします。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住　　　　所　宮城県仙台市若林区卸町５－８－３

燃料サーチャージを設定する場合は✔（設定は任意）

氏名又は名称　宮城県トラック運送株式会社

代表者の氏名　代表取締役　宮城一郎

２．事業の種別

東北以外にも営業所等を有し標準運賃を適用する場合は該当地域にも✔

**一般貨物自動車運送事業**

３．設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

**全国**

４．設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

　　　種　　類　　貸切運賃　　燃料サーチャージ　（別添１のとおり）

新）運賃及び　　一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和２年国土

運賃料金適用方は、記載例を参考に

自社に適した内容で作成してください。

最終ページ最下部「積込料及び取卸料」を記載する必要があります。

　　　料金の額　　交通省告示第575号）のとおり

　　　　　　　　（適用）北海道　東北　関東　北陸信越　中部

近畿　中国　四国　九州　沖縄

　　　適用方法　　別添２のとおり

旧）Ｈ２運賃　Ｈ６公示運賃　Ｈ９公示運賃　Ｈ１１公示運賃

その他（別添３のとおり）

自社が直近に届出した運賃に✔

ご不明な場合は宮城運輸支局へ

お問合せ下さい

５．実施日

　　　令和　３年　２月　１日より実施

運賃を変更した日となります。

上記届出する日と同日又は、以前の日として下さい